

令和6年度消防用設備等点検業務仕様書

長野県丸子修学館高等学校

この点検業務は消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第17条の3の3第1項及び消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第36条第2項第2号並びに消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第31条の6並びに消防法施行規則の規定に基づいて実施するものであり、以下の手順に従って実施するものである。なお点検の詳細仕様は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行うこと。

1 点検の時期

点検作業は8月及び3月末までにそれぞれ外観点検及び機能点検を実施すること。

なお、8月には総合点検を合わせて実施すること。

日程については発注者と日程調整すること。

2 点検設備

別紙「点検設備一覧」（以下「一覧表」という。）による。

※なお、点検に際し、一覧表から未掲載のものを発見した場合は、速やかに係員に報告し、契約の範囲内で点検実施すること。

3 点検者の資格

「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者とする。

4 点検方法

（1）消火器（外観点検及び機能点検）

ア 6ヶ月に一回外観及び機能点検を実施すること。

イ 容器の強度、蓄圧量、粉末の固化状態を確認すること。

（2）屋内消火栓（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 屋内消火栓はポンプの起動スイッチ、表示ランプ、連絡用電話の通話確認を行うこと。

イ ホースの劣化の度合いについても点検すること。

ウ 総合点検時の放水試験は発注者と協議のうえ実施のこと。

（3）自動火災報知器（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 自動火災報知器はすべての器具について実際に作動するか点検すること。

イ 受信機設置場所に1人が立会い受信機表示設備に区画毎に正確に受信されることを確認すること。

（4）非常警報装置（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 非常放送設備に設置されている放送設備について、作動状況を確認すること。

（5）防火扉機能（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 防火戸は扉毎に点検し、誤動作のないよう万全を期すこと。

イ 受信機に反応する防火扉等は、受信機への反応状況も点検すること。

- (6) 誘導灯及び誘導標式（外観点検及び機能点検）
 - ア 点灯を確認すること。
 - イ 直流点灯（蓄電池）を確認すること。
 - ウ 蓄電池不良については速やかに報告すること。
 - エ 誘導標式について、設置状況を確認すること。
- (7) 避難器具（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - ア 避難器具は全器具を点検すること。

5 点検業務に係る留意事項

- (1) 点検報告書は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」の規定に基づき 2 部提出し、校印押印後消防署へ提出し、副本を本校に提出すること。
- (2) 点検実施者は関係法令に基づく資格取得者とし、報告書には経歴等添付のこと。
- (3) 火災報知器以外にも、受信機に通報される設備（防火戸等）については全てにおいてその連動状況を正確に点検すること。設備の中には設置後相当年数経過しているものがあり、点検に際しては関係設備を熟知した技術者を立ち会わせて実施すること。
- (4) 各設備点検後は必ず復旧し、設備ごとに点検者名及び点検年月日を記載のうえ、シールなどで貼ること。

6 保守業務及びその他

- (1) 受託者は、委託者からの次の故障・緊急対応の連絡がとれる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な処置を実施すること。
 - ア 火災その他により設備が作動した場合
 - イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
 - ウ 事故等により消防用設備に異常・支障が生じた場合
- (2) 校内総合消防訓練に際しては、技術員を派遣して訓練補助にあたること。
- (3) 設備の故障があった場合は速やかに担当係員に報告し、法令違反等が認められた場合は報告書にその旨記載し、あわせて根拠法令等を明記のこと。